

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金の損金算入等。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>当該準備金制度は、平成24年3月31日が適用期限となっているため、本制度の適用期限を延長するもの。この延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第20条の3、第55条の7、第68条の46において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第20条の3、第55条の7、第68条の46</p> <p>地方税法23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>(初年度) (一) (平年度) (一) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>廃棄物の最終処分場は、埋立終了後も埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要があるため、埋立処分を受託することによる収入が得られなくなる埋立処分終了後の維持管理費用の発生に備え、あらかじめ埋立処分期間中に当該費用を積み立てることで、最終処分場の適切な維持管理を促進することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。ところが、埋立終了後に事業者が倒産して維持管理ができなくなるおそれを有することに対して周辺住民の不安が大きく、最終処分場の安定的な確保を妨げる一因となっているため、埋立終了後の維持管理費用を積み立てることにより、最終処分場の長期的な維持管理の適正性を確保する必要がある。</p> <p>このため、廃棄物処理法においては、平成9年法改正により一定の最終処分場（管理型最終処分場）の設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み（維持管理積立金制度）が設けられた。当該制度については平成17年法改正により、制度創設当初、適用が免除されていた既存処分場（平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場等）に対しても、適用が拡大され、全最終処分場（遮断型最終処分場を除く。）が対象とされたところ。こうして、現在埋立が行われている全ての最終処分場について埋立終了後の維持管理費用を確保する仕組みは制度的に担保されたが、本制度を円滑に運営するためには、設置者にとって過剰な負担とならないよう積立金を適切に積み立てさせることが重要である。このため積立金を損金又は必要経費に算入することにより、積立ての円滑な実施を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
	政策の達成目標	最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成24年4月1日～平成26年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。
政策目標の達成状況	維持管理積立金の積立件数は平成20年度には880件、平成21年度には806件、平成22年度には1,000件であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。 また、維持管理積立金を取り崩した件数は、平成20年度には35件、平成21年度には56件、平成22年度には52件であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されているところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	約900事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を通じた負担の軽減により、特定災害防止準備金の円滑な積立てが行われることで、事業者が収益のない跡地処理事業等について、汚染者負担の原則に基づき、確実に実施することが確保されることになると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(積立額)</p> <p>平成 20 年度 : 9,600 (百万円)</p> <p>平成 21 年度 : 6,551 (百万円)</p> <p>平成 22 年度 : 7,363 (百万円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置を通じた負担の軽減により、特定災害防止準備金の円滑な積立が行われることで、事業者が収益のない跡地処理事業等について、汚染者負担の原則に基づき、確実に実施することが確保されることになると考えられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>最終処分場の維持管理に必要な額の積立を行わせることにより、適正な維持管理を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置により、維持管理積立金の積立では着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立の円滑な実施を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度より措置。 平成 12、14、16、18、20、22 年度税制改正において、それぞれ 2 年間の延長が認められた。</p>